

山形市公民連携提案窓口

「山ハブ」

運用ガイド

山形市

令和5年9月

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 公民連携提案窓口「山ハブ」とは	1
3. 募集スキーム(課題設定型・自由提案型)	1
4. 提案にかかる条件	2
5. 提案の流れ	3
6. 提案の公表等	4
7. 本運用ガイドについて	4
8. 事業提案シート様式	

1 はじめに

これまで本市では、包括連携協定、サウンディング型市場調査、PPP/PFI など様々な公民連携の手法により、施設整備やリノベーション、市民サービス向上に取り組み、多くの成果を得ることができました。

地域課題の解決に向けて、公共サービスの向上を目指す行政と顧客満足度の最大化を目指す民間が、英知を出し合い、連携し、具体的な活動を行うことが本市の持続的発展につながります。

そのため、これまでの公民連携を更に進化させ、本市が抱える地域課題の解決に向けて、アイデアや意見交換を行うための中枢機能として、公民連携提案窓口「山ハブ」を開設しました。

このガイドは、「山ハブ」の運用にかかる基本的な考え方やルールをまとめたものです。

2 山形市公民連携提案窓口(愛称:山ハブ※)とは

「山ハブ」は、民間事業者の提案を広く受け付ける窓口です。公民連携の中枢機能を担うため、公民連携室に「山ハブ」の事務局を設置し、各課と提案者をつなぐ役割を担います。

本市が抱える地域課題の解決に向け、本市が設定したテーマに対して提案者から提案いただく[課題設定型]と、提案者自身が認識している課題(分野を問わず)に対して提案をいただく[自由提案型]の2つの方法により、提案を募集します。

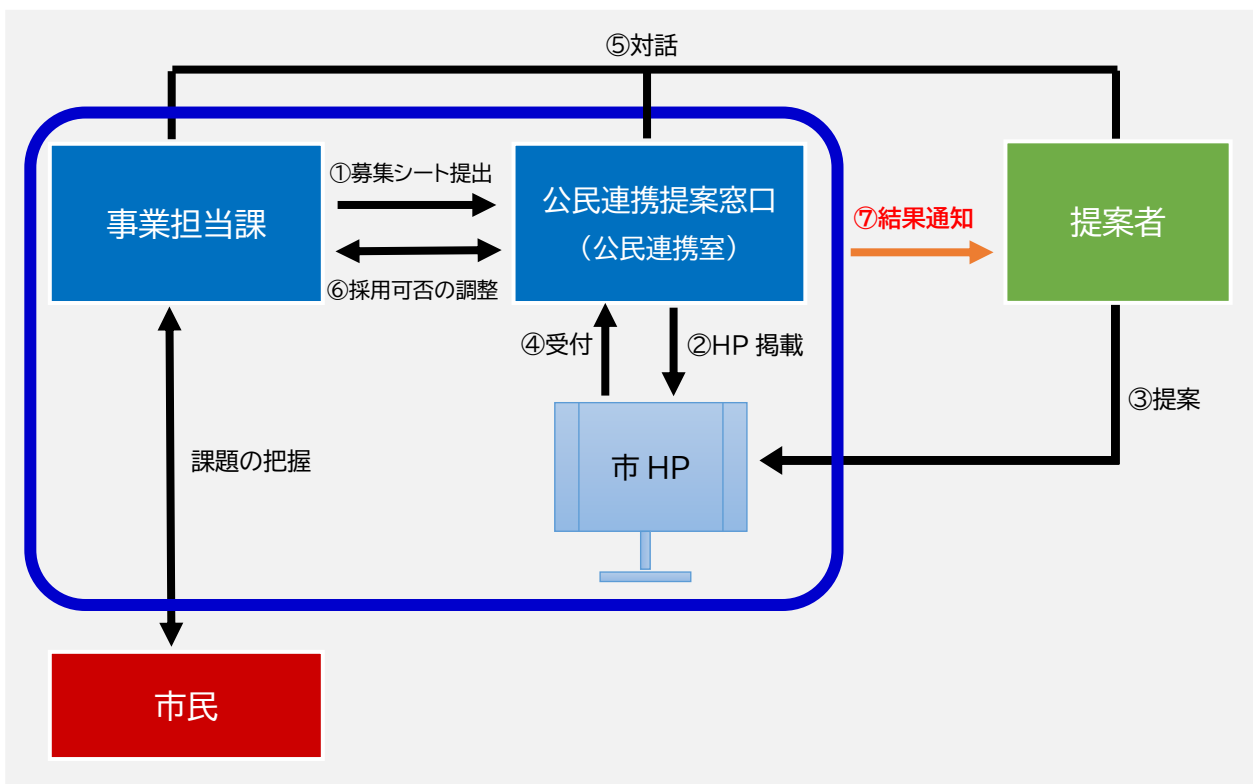
また、サウンディング型市場調査、公募型プロポーザル等の情報も「山ハブ」に集約します。

※「ハブ」は車輪の中心、ネットワークの集線装置の意

3 募集スキーム(課題設定型・自由提案型)

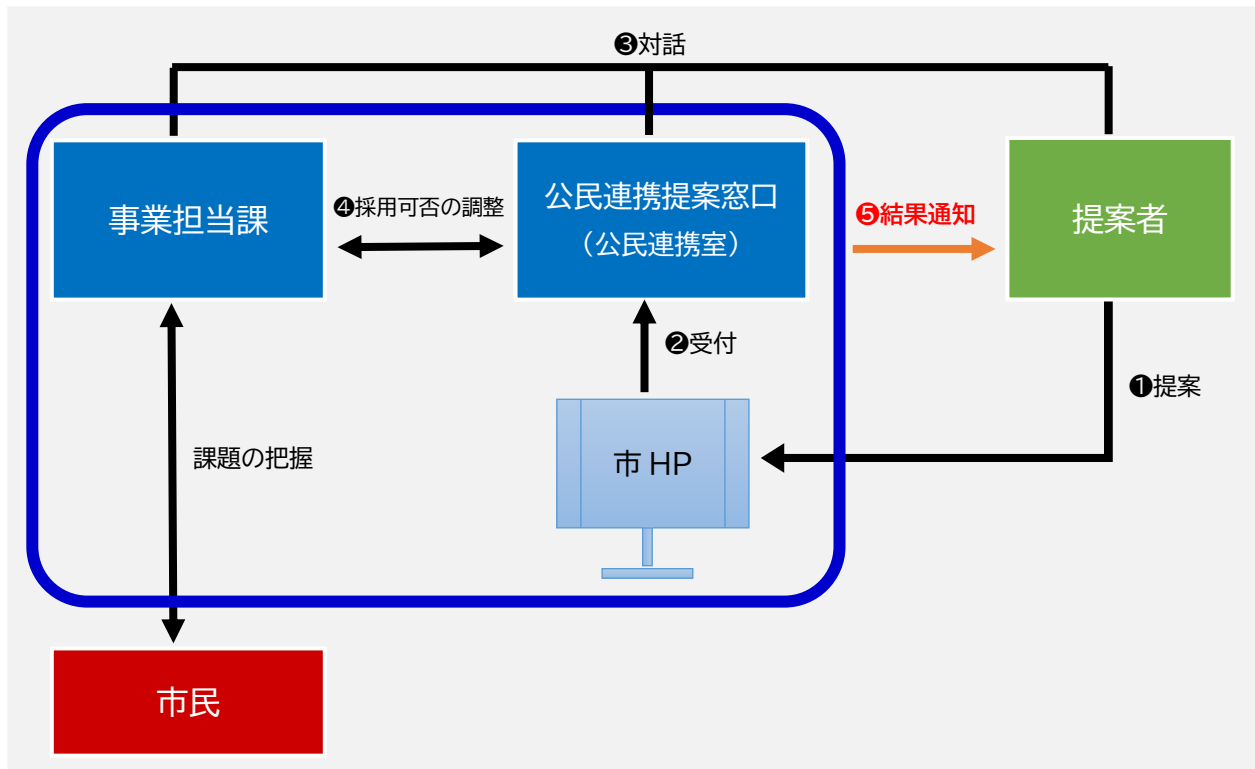
[課題設定型]

本市担当課がアイデアを求めたいテーマを「山ハブ」が取りまとめて発信し、提案者がアイデアを提案する方式



[自由提案型]

提案者が認識している地域課題(分野を問わない)に対して、提案者が自由に提案する方式



4 提案にかかる条件

(1) 提案者

市内外問わず、提案する事業内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間事業者」、「大学・研究機関」、「NPO 法人等の法人」、「個人事業主」とし、個人からの提案は受け付けません。

また、次のいずれかに該当する者の提案は受け付けません。提案受付後において、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、提案採用の検討又は連携を中止します。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)に該当する者

イ 指定暴力団の構成員、又は暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

ウ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、固定資産税、法人市民税(本社所在自治体における市民税)で税を滞納している者

エ 本市から指名停止を受けている者

オ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している者

カ その他、本市が提案を受け付けることが相応しくないと判断した者

(2) 提案内容

次の要件を全て満たすものとします。

ア 山形市発展計画に位置付けている山形市の地域課題の解決を目指すものであること。

イ 次の3つのうちいずれかの効果を期待できること。

市民サービスの向上 / 本市歳出の削減 / 本市歳入の確保

ウ 公益性、費用対効果等の観点から妥当な提案であること。

また、次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けられません。なお、提案受付後において、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、提案採用の検討又は連携を中止します。

- ア 法令や公序良俗に反する場合
- イ 政治、宗教、選挙活動を目的とする場合又は関連性や要素がある場合
- ウ 公共性・公平性に問題がある場合
- エ 営利が主たる目的である等、提案者の直接的な営業又は広告宣伝のみを目的とする場合
- オ 本市の施策や条例・規則等に反する場合
- カ 関係法令に基づき事業の実施に必要な許可・登録等を受けていない場合
- キ その他本市と連携を行うことがふさわしくないと認められる場合

(3) 留意事項

- ア 提案内容の実施に当たっては、市との協議により内容を変更する場合があります。
- イ 提案者以外に提案内容を実施することができる事業者等がいる場合は、入札又は公募型プロポーザル等の方法により実施者を選定します。
- ウ 提案者の知的財産権を守ります。提案内容の公開に当たっては、提案者の了解を得ます。
- エ 提案を受けること及び対話をする場合は、提案内容の実施の合意ではありません。また、提案内容の実現に対し、市が法的義務を負うものではありません。
- オ 提案の採用・不採用に関わらず、提案及び対話に係る提案者の費用を補填しません。
- カ 提案者は、その提案内容が第三者の有する知的財産を侵害したこと等により、第三者に対して損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担するなど必要な措置を講じていただきます。

5 提案の流れ

(1) 提案書の提出

「課題設定型」「自由提案型」のどちらの場合においても、事業提案シート(様式1)を記載し、専用メールアドレス(yamahub@city.yamagata-yamagata.lg.jp)に送付してください。

なお、メール本文には、提案者名(法人名等)・担当者名・連絡先(メールアドレス必須)を必ず記載してください。

受領後、対話の実施等について公民連携室から提案者に連絡します。

(2) 対話の実施

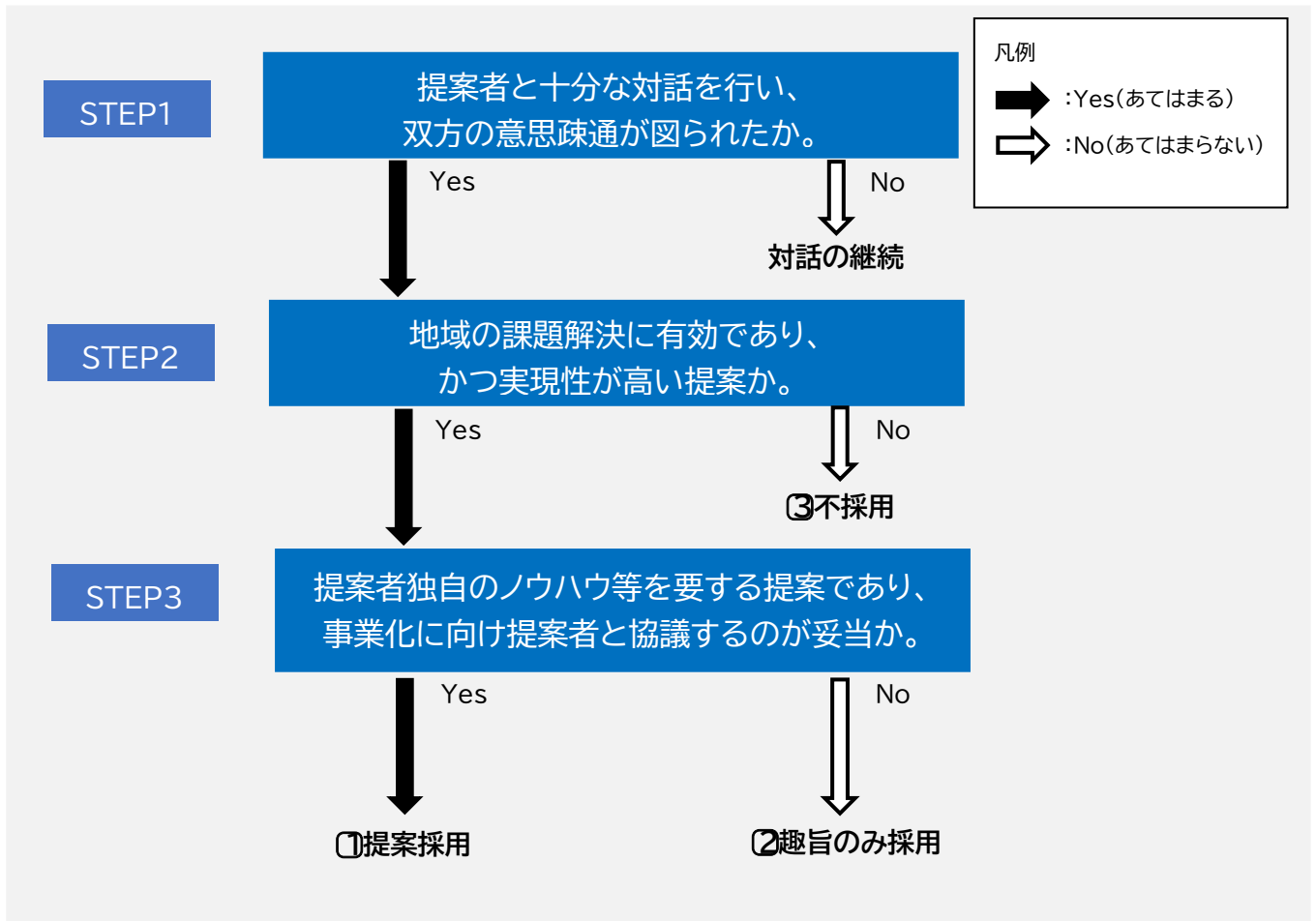
提案書の内容をベースにして、提案者・担当部課・公民連携室の3者で対話し、事業化の可能性を探ります。

(3) 採用可否の報告

十分な対話ができたら、担当部課を中心として提案の採用可否を判断します。

提案内容について、事業化に向けて協議を深めていく場合は「採用」、そうでない場合は「不採用」とし、当該結果を提案者に通知します。

【採用可否の判断基準】



6 提案の公表等

- (1) 提案内容等については、事業を実施する際を除き、原則、公表しません。ただし、実現に向けた調整を行うに当たって必要な範囲で、市の関係部署及び調整が必要な関係機関に、提案内容及び関連する資料等の情報を公開・提供することがあります。
- (2) 事業実施後は、本市の広報等で実現内容及び成果物を利用・公表する場合があります。
- (3) 事業実施までの過程において、市から提供のあった情報は、その秘密を保持の上、市から承諾があった場合を除いて第三者に提供できません。
- (4) 山形市情報公開条例(平成9年市条例第39号)に基づき、市職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、市職員が組織的に用いるものとして保有しているものは情報公開請求の対象となるため、提案者独自の権利、ノウハウ等その公表により提案者に不都合が生ずる情報以外の情報は、公開の対象となる場合があります。

7 本運用ガイドについて

本運用ガイドは、「山ハブ」の運用を重ねていく中で随時見直しを図り、適宜改定するものとします。

<問い合わせ>

山形市公民連携提案窓口(愛称:山ハブ)事務局(山形市公民連携室)

電話:023-641-1212(内 288)

E-mail:yamahub@city.yamagata-yamagata.lg.jp